

唐津市公告

新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について

佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）第4条の3第1項の規定に基づき、新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書を作成したことから、同条例第4条の6の規定に基づき、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、同条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46条）第2条の7第1項の規定に基づき、計画段階環境配慮書を縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和7年12月18日

唐津市長 峰 達郎



1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称

唐津市

(2) 代表者の氏名

唐津市長 峰 達郎

(3) 事務所の所在地

唐津市西城内1番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 対象事業の名称

新ごみ処理施設整備事業

(2) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって、焼却により処理する施設の設置の事業（佐賀県環境影響評価条例 別表第17号に掲げる事業）

(3) 対象事業の規模

105t／日

3 対象事業実施想定区域

唐津市北波多岸山地先

4 配慮書の縦覧場所、公表の方法、期間及び時間

(1) 縦覧場所及び公表の方法

次の施設において縦覧に供する。

また、唐津市のホームページにおいても公表する。

- ア 唐津市西城内1番1号 唐津市市民環境部環境施設課 窓口
- イ 唐津市北波多徳須恵1097番地4 北波多市民センター 窓口
- ウ 唐津市相知町相知2055番地5 相知市民センター 窓口
- エ 唐津市北波多岸山234番地2 唐津市清掃センター 窓口
- オ 唐津市北波多徳須恵1097番地の12 北波多公民館 窓口
- カ 唐津市相知町中山3600番地8 相知公民館 窓口

(2) 縦覧期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月19日（月）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

（期間内の土曜日、日曜日及び祝日のほか、12月29日（月）から翌年の1月3日（土）までの日を除く）

なお、前号のエからカまでの縦覧場所については、施設の開所及び利用時間とするもの。

5 意見書の提出

計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地からの意見がある者は、縦覧期間までに住所、氏名、環境の保全の見地からの意見を記入の上、縦覧場所に設置している意見書箱に投函するか、唐津市市民環境部環境施設課宛てに郵送（必着）または持参すること。

意見書については、縦覧場所に据え置いている用紙を使用するか、唐津市のホームページからダウンロードするもの。

なお、ご記入いただいた個人情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱うものとする。

6 意見書の提出先及び公告に対する問い合わせ先

〒847-8511 唐津市西城内1番1号

唐津市市民環境部環境施設課（電話番号0955-53-7139）